

鹿児島県委託業務成績評定評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、鹿児島県委託業務成績評定要領第9条に基づき設置する委託業務成績評定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項について定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 鹿児島県委託業務成績評定要領第9条に係る事項
- (2) その他関連する事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 契約担当者
- (2) 契約担当者が指定する職員
- (3) 当該委託業務検査(職)員
- (4) 当該委託業務調査職員(監督職員)

2 委員長は、契約担当者とする。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(会議録の作成)

第5条 委員会を開催した時は、会議録を作成する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日以降の入札執行分から適用する。